

令和２年第１回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和２年２月27日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎４階大委員会室
3. 議 題
 - （１）議案第１号 白井市森林環境譲与税基金条例の制定について
 - （２）議案第２号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - （３）議案第３号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - （４）議案第４号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （５）議案第５号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - （６）議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
4. 出席委員 石井恵子委員長・田中和八副委員長
 長谷川則夫委員・竹内陽子委員
 岩田典之委員・血脇敏行委員
 中川勝敏委員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
 執行部

市 長	笠井喜久雄
総務部長	宇賀正和
企画財政部長	中村幸生
総務課長	篠宮 悟
秘書課長	齊籐祐二
公共施設マネジメント課長	高山博亘
危機管理課長	寺田 豊
企画政策課長	永井康弘
財政課長	津々木 哲也
市民活動支援課長	岡田光一
建築宅地課長	宇佐美 喜久
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井治夫

主	查	萩	原	靖	殖
主	任	主	事	東	山
				奈	緒美

委 員 長 の 挨 拶

○石井治夫議会事務局長 定刻となりました。会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井恵子委員長 おはようございます。令和2年第1回定例会の委員会審議が本日より始まります。総務企画常任委員会には6議案が付託されました。

なお、コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のままの質疑をいただきますが、声がマイクに通りますようによろしくをお願いいたします。

以上です。

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり各常任委員会に付託されました当初予算を除く12議案をそれぞれの常任委員会において審議いただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第1号から第5号及び議案第10号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○石井恵子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

なお、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいて構いません。また、休憩中に室内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 議案第1号 白井市森林環境譲与税基金条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第1、議案第1号 白井市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題と

いたします。

議案の内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑、及び、資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

では、質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、伺います。

この条例は公布の日から施行するというふうに書いてあります。でも、この林野庁のガイドを見ると、平成31年6月までに条例を制定し、そして、基金を設置することというふうに書いてあったんですけども、その辺は今現在になっているというのは、どういう判断だったのでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 今回お出ししたものについては、31年度の事業費に充てたものの、その残額について基金として積み立てるというものになっていまして、当初林野庁が出している方針というのは、その後撤回というか、修正されておりまして、県内でも半分以上の市が今の議会に基金条例を出しているところが多くございますので、今回の上程というものについてはおかしいものではないというふうに認識しています。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今そういう答弁ありましたけれども、八千代市とか我孫子市はもう昨年やっています。それは早めに対応したというふうに理解をしたいと思います。

そして、補正予算のほうを見ると、この譲与税がもう既に補正の中に入っていますが、この条例ができて初めて、議会のほうでこれが可決すると行政のほうではそれに基づいてというふうな手順になると思っていますが、この補正のところには譲与税が来ているのは、それはどのように解釈したらいいのでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 当初予算もそうですけれども、同時の議会に条例等をお出しして、そのものについての予算化というものは常に行っているものでありまして、私どもも本日の条例の制定についてを可決していただいた後に補正予算の審議という順番になっておりますので、おかしいものとは思っておりません。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 じゃあ、この議会で同時並行で処理をしていくということの解釈でよろしいですね。

○津々木哲也財政課長 はい。

○竹内陽子委員 わかりました。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 今回の譲与税の基金条例ですけれども、その元になっている先ほど言われた法律が、平成31年3月、国で法が成立したと思うんですが、その中での森林環境税という、税についての説明がちょっとなかったんですが、これはいつごろからどのぐらいの費用をかけて税を集めていくのかという、ちょっと国の方針にかかわる部分、わかりましたらお願いしたいと思います。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 税というものですから、当然徴収をさせていただくというものは、国税として決まっております。徴収、賦課につきましては令和6年度からの市民税の徴収と同じく税のほうをいただくというもので、税額は1,000円というふうに伺っておりまして、当然非課税世帯等についての課税が免れる方々もいらっしゃるという内容で聞いております。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 今のお話ですと、実際に国民から環境税を集めるのは令和6年からというふうなことで、それが住民税に上乗せされるというんですか、そういう形で集めるということですが、これは国で決めたんでしょうけれども、私ども共産党がこれ反対しているのは、森林環境の荒廃というふうな災害予防、こういうことに対して、国民からもね、広く税を集めるということの趣旨はいいんですが、もう1つ温暖化の原因になっている大企業に対して、排出ガスを出している大企業に対して1円の税金を集めるということではなくて、市民からだけ、国民からだけ集めるということになっている。私はその辺がどうも解せないと思っているんですが、事実関係はそれでよろしいのでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 あくまでも私どもが確認しているのは、住民税のほうに同時に徴収をするということになりまして、企業の徴収については存じ上げぬところです。

以上です。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 私の調べたところでは、企業に対する負担が全くないということで、CO₂を排出している企業に対してこの環境税をね、負担させないということと私は認識しておりますので、これについては、根本から違うんじゃないかということ、そう思います。

それに関連してもう1つ、これ何で国民から集める環境税が令和6年というね、4年先になっているのかと、何で今すぐ集めないのかということについて疑問が残るんですが、どういうふうに御理解されていますか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 令和5年までは復興増税のほうに今賦課されているというものがあまして、それが終わってからの賦課というふうに聞いております。

以上です。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 わかりました。私もそういう認識でいいのかなと思っているんですが、東日本大震災の復興税が終わったら、それがなくなったからまた今度は新たな税を国民に出してくると、このやり方は違うんじゃないかと。やはり所得に応じて配分すべきだということがあったので、これを確認いたしました。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 よろしいですか。

今中川委員の企業という話、私もちょっとそれは思ったんですけども、それは今国連のほうでSDGs、こういうことで企業に環境の問題をいろいろな形でお願いしていますけれども、そういうもので対応するというふうに私は認識したんですが、それは行政としてもどういう考えか伺いたいです。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 あくまで森林環境税と譲与税について私どもの認識があるもので、国連のほうの動きというものと同一考えというものは私どもは持っていないと御理解いただきたいと思います。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 じゃあ、それは私の個人の考え方ということで、これはこれで終わります。

よろしいですか、次。

○石井恵子委員長 どうぞ。

○竹内陽子委員 第5条のところに、基金は森林の整備及びその促進に要する経費、この昨日神々廻の森と市民の森という答弁がありましたけれども、主にそこを行政としては考えていらっしゃると思います。その神々廻の森と言うと、限定すると、あの森の中なんですけれども、これをやはり、何というんですかね、シティプロモーションの考え方の中で、神々廻の森だけではなく、関連して、弁天池のところ、そういった一体化のこの森林の整備というのは、今の段階でこの条例をつくるに当たって考えているんでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 森の管理というものは都市計画のほうで所掌しているもので、私どもの今回の基金条例については、その部分は考えておりません。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 市長がいらっしゃいますから、その辺は、この財源とこの条例とどういうふうに考えているかお答えいただきたいと思います。

○石井恵子委員長 笠井市長。

○笠井喜久雄市長 今御指摘のように、これから何の事業に充てていくかを考えていきたいと思っていますので、今議員が指摘のあった部分も含めてこれから検討させていただきたいと思います。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方でございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 座ったままでよろしいのでしたっけ。

○石井恵子委員長 立って。

○中川勝敏委員 先ほど質問でも触れましたが、今回の森林環境税、森林が荒れてきているということの中で、災害や国土の保全ということを防いでいくという趣旨については、これはよかろうかと思うんですが、お金の集め方については同意できない。したがって、この議案に反対をいたします。

やはり、温室ガスの主要な排出、原因者である、そういう企業に対して1円の負担も求めないで、それを除いた国民にだけこの負担を、納税を求めるというこの環境税について、やはり私としてはこれは認めるわけにはいかないと。その原因企業と富裕層、大企業への応分の負担を求めて、国民にも求めるという税の集め方になっていない、いわば、消費税と非常に似た形になっている。このようなことを前提としたこの譲与税については反対するということで、こういうことを認めさせていくと、地方税制に対していろいろなひずみ、ゆがみを国からどんどんどん押しつけてくる。これに対してやはり我々は唯々諾々と受けるわけにはいかないのではないかと。やはり所得や立場を踏まえて応分の負担をそれぞれがしていくという負担の仕方でないかと認めるわけにはいかない。

以上でございます。

○石井恵子委員長 では、賛成討論の方でございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第2号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第2、議案第2号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 資料のほうに、見ていただくとわかりやすいのかなと思うのですが、資料の中の(3)のところ、この男女共同参画社会の推進に関すること、これが市民環境経済部に入っていくわけですね、改正案として、そこがちょっと解釈がどうなのかなと思うんです。もともと企画のところに入っていたわけですがけれども、市民環境経済部に男女共同参画という、そのあり方がここの部に入っていくというのは、その今回分けたというのはどういう経緯からなのでしょう。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 男女共同参画につきましては、平成11年、男女共同参画社会基本法、こちらのほうが公布施行されまして、それ以降推進に取り組んできた状況がございます。

そういう中で、20年経過しているわけなんですけれども、意識啓発や知識の普及を中心とする取り組みから、実践的活動を中心とする取り組みへと移行する段階に来ていると、そういうような状況がございます。

そういう中で、その取り組みを地域に広げていくためには、市民協働の観点から進めていくことが重要であると考えております。

そういう中で、市民活動支援課に事務を移管しまして、また、男女共同参画と、人権関係、こちらのほうは関連が多いということで、そちらのほうで担当してもらおうということで、より効率化を図れるのではないかという考え方で、市としてはこちらのほうに移行するという考え方にしたところがございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今の答弁の中で、それも確かだと思います。ただ、どうなのでしょう、男女共同参画は幅広いんですけれども、今非常に市長のほうも、若い方が白井に来ていただいて、そして、そのために働く場、それと、その受け皿を今後考えていかなきゃいけないということをおっしゃっていますけれども、男女共同参画というのはやはり働き方改革も1つ入ってくると思うんですね。そういう観点からでは、総務のほういかがかなと私は解釈しているんですけれども、その辺はどういうふうに考えられていますか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 働き方改革そのものというのか、どういう形で市全体の改革をしていったらいいとか、そういう考え方の中の旗振りのところは総務のほうでやっているところがございます。た

だ、個別の事務になった場合には、総務のほうで全部受けてやるというような形ではとても対応できません。

そういう中で、より効率的にやれる場所がどこかとか、そういう判断をした中で、そういう中で、今回、市民と一番密接に関係のあるところということで、こちらのほうに移させてもらうのがいいんでないかというような形で検討させていただいたという結果でございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

○竹内陽子委員 はい。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 先ほど、今出されました第2号議案の資料のほうでね、これ見ると、それぞれの理由はあるんでしょう、もちろん、他の部署から他の部署へ変わるという。これ総務部を例にとりますとね、ああいうような3つの仕事が全部企画財政部に行っているというふうなね、傾向が出ているのは、これはそういう仕事の分け方の規定以外に、人の、人事上の流れでこうなっているのかというような、これ見ていたらどうしても感じざるを得ない。総務からごっそりとね、3つの部署を企画財政部に移すというふうなことで、そういうこの組織改編の流れは、人との関連も見て出されているんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 人との関係ということではなくて、組織の見直しをした中で、より効率的にやっていくという考え方、それと、また、組織改革の方針等を今定めてやっているわけなんですけれども、今後、人口減少、そういうものも出てくると、そういう中で、それに対応した、組織のほうもシンプルになっていかなければいけないとか、そういうことも踏まえまして、今後の対策等も含めて、いろいろな組織改革等を常に検討しているわけなんですけれども、そういうところも含めた中で、より効率的にやっていくにはどうしたらいいかと、そういう中で、事務の移管等を行っているところがございます。

そのような形の中で、より効率的にやるにはどこがいいかという形の中での選択肢として、こういうふうな形で移管をしているというような形でございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第3、議案第3号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第4号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第4、議案第4号 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 提案理由の中に、「労働安全衛生法の改正により、産業医の活動等が強化」とありますが、何がどのように強化されたのかお伺いいたします。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 こちらにつきましては、皆さん御存じのように、ストレスチェック、こちらについては平成28年から実施されているそちらのほうの関係のチェック、実際に委託業者に出しているわけなんですけれども、そちらのほうをまた産業医のほうにもチェックしてもらうというような業務のほうも追加しております。

それと、一番大きなところとしましては、職員の時間外勤務の関係、こちらのほうの管理ということで、時間外勤務が1カ月100時間を超えた場合、また、2から6カ月平均で80時間を超えた場合につきましては、産業医のほうに報告をしまして、産業医に面接等をやっていただくと、そういうような形での、産業医のほうから意見をいただくとか、そういう業務がふえております。

御存じのように、税の関係とか、選挙の関係とかで、100時間超えた場合とかというのは、多いわけではないんですけれども、年間何回かございます。そういう方の面接をお願いしたりとか、そういうことをやっているということです。

ちなみに、今年の4月からという形の制度になっているんですけれども、現時点で、失礼しました、今年度ですね、今年度の時点、去年になりますけれども、現時点で13人実施したような状況がございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 産業医の方は1人だったと思いますが、月額2万6,000円から月額3万円の月額6万円にすることで、実質どのぐらい年間ふえるんでしょうか、金額がですね。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今現在産業医につきましては、業務としましては、毎月職場巡回とか、相談とか、そういうのをやっていただいていると。それと、衛生委員会とかもあるんですけれども、やっていただいているというようなところがあります。

そういうところを見たときに、ちなみに31年度の予算については33万8,000円、今提案している、令和2年度の予算につきましては42万円ということで提案させてもらっています。増額としては、年間で8万2,000円の増額になるということでございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 済みません、まず、まずですねというか、この白井市職員安全衛生管理規程、この第6条のところから幾つか伺いたいと思うんですけれども、この産業医1名、これは市長が医師の中

から選任するということですが、今現在この1名の方、選任した理由をお伺いしたいんですが。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 市の医師の中から推薦というか、そういうような形で、やっていただける方、医師会のほうとかに相談しまして、そういう中で推薦をいただきながら選任した、お願いをして、やっていただけるということで選任したということがございます。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 医師会のほうから推薦してもらったと、それで選任したということですが、この第3項が、要は、必要とする業務を行うと。でも、1から7までありまして、職員の健康管理に関することとか、もろもろいろいろ書いてあるんですが、この第4項には第3項にある1号から7号まで、この事項に関して、市長に対して勧告、あるいは、衛生管理者に対して指導、あるいは、助言をすると、こうあるんですが、これ何か勧告とか助言とかはあったんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 大きなところでどういうことというのはないんですが、毎月、先ほども言いましたように、職場巡回等も行っております。その中で、また、職場巡回いついつやりますよというように形で職員に周知とかもしているところなんですけれども、その中で、例えば、産業医の先生に相談したいことがあれば申し出てくださいますとか、そういうことも実施しております。

また、それと、健康診断の結果とか、そういうものにつきましては、産業医の先生に見てもらって、内容によっては、例えば、精密検査を受けてくれとか、医療機関に診察をしてくれとかというような形の指導とかも行っております。その回答が来たものに、それで行ってどうだったというような回答とかも職員からいただくようにしておりますので、そういうものを先生に見せたりとか、また、逆に、メンタルヘルスの関係で、別の医療機関なんですけれども、メンタルヘルスのチェックをやってもらっていると。その結果、また、結果に基づいて、医師の面接等もやっている。これもまた別の機関、メンタルヘルスをやってもらっている機関でやっているんですが、そういう結果等についても産業医の先生にまた見てもらうというようなこともやっております。

そういう中で、そういうものが適切な判断されているとか、二重チェックと言ったらおかしいんですが、そういうこともしているという中で、医師のほうから、例えば、こういう配慮をしていただきたいとか、そういうものが出ているものにつきましては、総務のほうで対応しながら、また、場合によっては人事的な配慮をしなければいけないもの等もあると。そういうものにつきましては、また人事になりますので、人事権、市長のほうにございますので、そういうような形での配慮とか、そういう対応もしているということでございます。

ただ、メンタル等につきましては、いろいろとデリケートなところがありますので、この場でどう

こうと言えないところが多分にありますので、その辺は御配慮いただきたいと思います。

以上でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 指導とか助言はあったということですが、市長に対しての勧告というのはこの1年間であったのでしょうか、あるいは、その前でもいいですけれども。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 勧告という次元のものまでではありません。

○岩田典之委員 はい、結構です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 現在新型コロナウイルスが大感染となっていましたけれども、私たちもマスクをしているわけですが、こういう現況の中で、産業医という方は、医療の指導、それから、職員に対する指導、そういったところはどういうふうにアドバイスをしてきましたか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今回の件ではまだどうこうという話ではないんですけれども、総務課のほうに、今年度、31年度から保健師を1名配属しています。そういう中で、我々より医療的な知識等もございます。産業医につきましては、保健師のほう窓口になりまして、いろいろな相談をしたりとか、そういうような形でのやりとりをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 今答弁の中で、やり取りしているというお話ですが、緊急時ですから、そういう産業医が、きちんと助言という形でしっかりとしたという対応はされているんですね。そういう助言をきちんとしているんですね。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今回の件に限ってどうのこうのということではないんですけれども、全般としまして、意見を伺って、職員に周知したほうがいいだろうとか何とかそういうものをいただいたときには、私の名前もしくは部長、場合によっては市長の名前等で文書を発したりとか、そういうような形で職員に周知するとか、そういう対応は順次行っているという状況でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 いや、端的に聞きますけれども、この1名の産業医の方、この1年間なら1年間で結構なんです、月に一遍だけ市の庁舎に来て仕事をなさっているんですか。例外では、月の集中したこういうふうな関係の中で、2日も3日も来ているということはあるんでしょうか。実態はどんな

んでしょう。今度強化されるということになると、どういう日程の増を想定されているのか、それをお聞きしたい。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 基本的には、先ほども言いましたように、毎月職場巡視というような形の日程を組みながらやっているということがございます。今年度につきましては、そういう中で、職員の面談の関係とか、そういう関係でどうしても日程がとれないとか、そういうものもございましたので、1日ではなく2日来ていただいた月もございます。

基本的には、面談するに当たっては、事前のいろいろなやりとりとか、そういうものも、事前に職員が対応させてもらっております。そういう中で、先生の都合もあるんですけども、なるべく1日で何とかできるように調整をしたりとかというような形で、今現在も進めているような状況でございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 令和元年度においては、この産業医は何回来たんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 現時点で、令和元年度、平成31年度につきましては12日来ていただいています。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この管理規程によりますとね、産業医は少なくとも、少なくとも毎月1回以上巡視と、巡回といいますか、毎月1回以上事業場を巡回し、とこうなっていますけれども、これ10月は来ましたか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 10月につきましても1日来ていただいております。その際には、健康診断の関係、そちらのほうのチェック等を行っていただいております。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認です、もう1回、10月来ましたか。

○篠宮 悟総務課長 1回来ています。

○岩田典之委員 結構です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。質疑はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

（５）議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第5、議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、ちょっとわかりにくい条例なので、まず初めに、大まかでいいんですけども、住宅の仕様基準とモデル住宅基準の大まかな違いについてお伺いします。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 まず、省エネ基準というのは、建築物省エネ法の基準に適合しているかどうかについて、基準を満たしていれば適合しているということを表示できるというものでございまして、性能向上計画認定というのは省エネ基準よりも高い基準で性能を満たしているということについて認定する、そういう制度でございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 その趣旨はわかりますけれども、じゃあ、満たしていればというところの大きな違いというのはどこなんでしょうか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 性能向上計画認定につきましては、省エネ基準に対して10%から20%の割増で、性能基準については基準に適合しているという、そういう違いでございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 内容についてわかりました。

それでは、もう1つ、その下にモデル共同住宅基準というのがあるんですけども、それについてもお伺いします。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 モデル住宅基準と申しますのは、一戸建てもしくは共同住宅といった住宅で省エネ基準の性能を評価するわけですが、その評価方法についてより簡易な評価方法ということで、計算方法がより簡易な方法ということで開発された、そういう評価方法が新たに追加されたという、そういうものがモデル住宅ということになっております。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 わかりました。

それで、総体的にこの改定を行った後、白井市の影響について伺います。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 今回、改正する認定が3種類の認定ございますけれども、そのうち、今回共同住宅にかかわる認定と一戸建て住宅にかかわる認定、2種類ございまして、共同住宅については当市ではほぼ扱わないということで、共同住宅に関する認定はないと考えております。また、一戸建て住宅についての改正については、性能表示基準に関する改正でして、それについても、既存の建築物の、一戸建ての住宅の省エネ基準の性能を評価するといったものはあまり想定されていないということ、そういうことで、本市で扱う建築物に対して、今回の手数料条例の改正についての認定事務というもののについてはほぼ想定されていません。ですので、予算についても今回計上はしてございません。

以上でございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 そうしますと、手数料についても変更はないという解釈でよろしいですか。

○石井恵子委員長 宇佐美建築宅地課長。

○宇佐美喜久建築宅地課長 はい、そういうふうに、我々もそういう認識でございます。

○長谷川則夫委員 以上です。

○石井恵子委員長 ほかに。

血脇委員。

○血脇敏行委員 済みません、1点確認させてください。今長谷川委員のほうから質疑があった中で、今回これ新たに手数料を徴収するためということで、この条例の制定ということなんですが、この部分に関しては来年度手数料が入ってくるということはないということの理解でよろしいでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 先ほど担当課長が申し上げたとおり、今のところの想定はないということで、予算化はしておりません。

以上です。

○血脇敏行委員 わかりました。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(6) 議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第6、議案第10号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

まず、歳出は13ページからになります。2款総務費、1項総務管理費、ここを全般でやりますので、13ページと14ページの上段になります。

質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 13ページのところの2款1項2目財政管理費、その中で、説明の3のところに、積立金、森林環境譲与税基金積立金、これが70万6,000円とあります。そうすると、歳入のほうで11万4,000円というのがあります。この金額のうち、上回って積み立てがあるというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○石井恵子委員長 今の質問は、13ページの歳出の部分なんですが、歳出で、ここで基金として70万6,000円とありますが、あれですね、2ページのほうですね、今度は、歳入のほうの、竹内委員のおっしゃるのは。

○竹内陽子委員 この解釈、理解がちょっとできないんです。

○石井恵子委員長 その関係ですね。お願いします。

津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 歳入のほうの11万4,000円につきましては、当初が260万円の予算を持っております、今回の譲与税につきましては、271万4,000円の収入が見込まれるということになりましたので、歳入として11万4,000円を今回増額して、総額271万4,000円。31年度に実績として使ったものが、3種類ありまして、その総額を差し引いた額の70万6,000円というものを、今回基金として積み立てるもの。ですから、歳入と歳出が直接リンクするものではないという意味合いになります。

○竹内陽子委員 わかりました。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。じゃあ、ここはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、14ページの下段、総務費、4項選挙費になります。14ページから、これ長いんです、18ページまでこの選挙費があります。ここ18ページの選挙費の終わりまででいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次に行きます。19ページの下段のほうになります、3款1項6目国民健康保険特別会計事業勘定への繰り出しに要する経費と、その下、3款1項7目の介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費、その次、3款1項9目後期高齢者医療特別会計への繰り出しに要する経費、20ページの上段まで、この3つでいかがでしょうか。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へ行きます。次、21ページになります。4款3項上水道費、下段になります、ここだけでいかがでしょうか。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へ行きます。25ページになります。8款消防費、ここだけですが、いかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田典之委員 自治宝くじ助成事業補助金200万円が不採択になったということで減額補正なんですけれども、これ何か予定していたのはどこ、こういったものを予定していたんでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 平成31年度につきましては、3団体から市へ申請がございました。そのうち1団体を県のほうに申請したところです。1団体につきましては、桜台6番街団地防災会になります。そちらが県のほうから通知がございまして、県のほうでは4団体が交付決定されたというような通知がございまして、白井市はその中に入っていなかったというようなことになります。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員　ちなみに、その200万円で何を、何というかな、購入しようとしたというか、予定していたんでしょうか。

○石井恵子委員長　寺田危機管理課長。

○寺田　豊危機管理課長　非常用階段避難車2台、カセットガス発電機2台、LEDスタンドライト3台、マルチトレイ6台、エレベーター内チェア4台、以上になります。

○石井恵子委員長　岩田委員。

○岩田典之委員　市のほうでは3団体から絞って、その桜台6番街ですか、そちらのほうを絞って申請したわけですがけれども、その不採択になった理由というのは何なんですか。

○石井恵子委員長　寺田危機管理課長。

○寺田　豊危機管理課長　白井市が3団体から1団体に絞った理由というようなことでよろしいですか。

○石井恵子委員長　岩田委員。

○岩田典之委員　ではなくて、白井市がその1団体を推薦して、それが不採択になった。そういういろいろ防災の器具を予定していて、その団体、3団体から申請あったけれども、市のほうでは1団体に絞って、これは県のほうですかね、どちらのほうですかね。

○石井恵子委員長　県です。

○岩田典之委員　県ですかね、申請して、要は、その4団体に入らなかったと、いわゆる不採択になったと。その何か不採択になった理由というのは、特に聞いてないんでしょうかね。

○石井恵子委員長　寺田危機管理課長。

○寺田　豊危機管理課長　理由は特にはわかりません。ただ、こちらのほうにつきましては、一般財団法人自治総合センターが採択を決定するものでございまして、千葉県を経由して補助金が入ってきます。

白井市については、平成30年度に1団体になっておりますので、毎年補助がもらえるというのはなかなか難しいところというのが現状と聞いてはおります。

○石井恵子委員長　岩田委員。

○岩田典之委員　毎年難しいということは、白井市は、例えば、何年に1回ぐらいこの自治宝くじのほう、補助金ですかね、こちらは何年に1回ぐらい白井市の推薦した団体は受け取っているんでしょうか。

○石井恵子委員長　寺田危機管理課長。

○寺田　豊危機管理課長　正確な30年の前の数字はちょっと今持っていないんですがけれども、確か26年ぐらいに受け取っているというのは聞いてはいます。記憶の中にはあります。

○岩田典之委員　結構です。

○石井恵子委員長　ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 それでは、歳出についての質疑は終わりました。

続きまして、歳入については10ページになります。2款地方譲与税、及び、8款自動車取得税交付金、この2つについてはいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、次へ行きます。11ページ、下段のほうになります。16款3項1目総務費委託金、そして、その次、17款財産収入、そして、次のページ、12ページ、17款の財産収入、19款繰入金、21款諸収入、最後22款市債まででいかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田典之委員 17款2項1目の財産売却収入215万円がこれ減額になっていますけれども、これはどこの土地を売却という、売り払おうと思っていたんでしょうか。これ聞いたっけ。

○石井恵子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 今回の215万円の減額補正でございますが、該当の土地は富士地先になりまして、ちょうど白井第三小学校に入る交差点、信号機があるちょうど角地になります。普通財産として管理している土地を当初予算時において売却を予定しておりましたけれども、一部当該土地に自治会の掲示板が設置をされておりまして、その取り扱いについてちょっととままりませんで、今回は減額をさせていただくということにしております。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今回はということは、いずれこれはちょっと間あけて売却するということでしょうか。

○石井恵子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 おっしゃるとおりで、今現状これからも交渉を続けまして、それが撤去できましたら売却に向かうということで、ちなみに令和2年度の当初予算に当該地についての売却収入の予算を計上してございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 12ページの市債、総務債のところですが、これで、公共施設保全事業で610万円の追加になっておりますけれども、これの確認ですが、これは例の文化ホール天井方式の契約との関係で、設計契約に対してこれだけ上乗せしたのか、その意味がよくわからない、この610万円の。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 公共施設保全事業費につきましては、3つの事業の足し引きを行っております。

す。文化センターの天井の実施設計については290万円の起債部分、あと、学習等供用施設の実施設計について360万円の増、あと、市役所駐車場整備について起債相当額が減ったということで、これが40万円の減、総額で610万円の総務債の増額補正を行うものです。

○中川勝敏委員 わかりました。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、最後です。7ページ、地方債補正、ここについてはいかがでしょうか。地方債補正全部ですね。

中川委員。

○中川勝敏委員 私の今の先ほどの質問と関連しますが、これ特定天井のものもこの中に入っているということで、さっき増額になった2,080万円から2,690万円ですか、610万円増額なった、610万円の内訳は聞きましたが、その中で、内容的には、この特定天井のものはいつ予算を通していたんですか。ワイヤー設計の実施のために使ったのか。その2点を確認したいんですが。

○石井恵子委員長 今の中川委員の質問は、7ページの地方債補正の中の変更のところの公共施設保全事業のことをおっしゃっていますか。

○中川勝敏委員 はい、そうです。

○石井恵子委員長 ということですが、お答えいただけますか。

津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 この部分についての事業費につきましては、流用をして事業費をとったものになります。610万円というものは、中川委員おっしゃったように、今回のワイヤー補強による工事のための実施設計ということになります。

以上です。

○中川勝敏委員 ちょっと関連します。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 中身はわかりましたが、そうすると、この特定天井の設計の話が議会にもない段階で実施に入ったという、事実経過からそういうことが言えるわけですか。どうもこのワイヤー補強の問題が議会にきちんと事前に話しされていない。これはまだ議会に出さなくてもいいという認識だったのでしょうか。

○石井恵子委員長 高山公共施設マネジメント課長。

○高山博亘公共施設マネジメント課長 今の御質問ですけれども、今財政課長からお話ししたとおり、今年度の予算について執行残が見込まれまして、その執行残をもとに流用という予算措置をいたしまして、実施設計委託をしております。

昨日の影山議員の総括質問で総務部長からお答えしたとおり、予算執行上の問題はありませんでしたけれども、議会への情報提供ということで、議長から市長宛てに申し合わせがございましたので、今後はその辺の情報提供、議会に対する情報提供についてはしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 それでは、地方債についても終わりました。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 今も質問で確認いたしましたが、業務レベルでどんどん事が進んでいって、市民に情報提供することがおけている。市民に情報提供するということは、議会にまずこういう方向で動くということの提供が、今回は本当に欠落していたんじゃないのか。行政サイドで一方向的に進んで、後から事後承諾を求めると、こういうふうな進め方だったと、大いに不満を持っております。この点についてぜひ反省していただきたいということを込めまして、この案については反対という立場から発言しております。

○石井恵子委員長 それでは、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。3月4日水曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時02分